

(4) 千葉市工事技術検査要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市請負工事検査要綱第4条第2項に規定する技術検査に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(技術検査の実施)

第2条 技術検査は、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。

2 技術検査は、原則として請負工事において地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の検査を実施するときに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、工事の施工の途中等において工事担当課長が必要と認めたときは技術検査を行うことができるものとする。

(技術検査を行う者)

第3条 技術検査を行う者は、千葉市請負工事検査要綱第3条第1項に定める検査員とする。

(技術検査の方法)

第4条 第3条の規定により技術検査を行う者が技術検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

2 検査員は、技術検査を行うため必要があるときは、当該技術検査に係る工事を担当する職員に対し、当該工事に関する図書若しくは物件の掲示、立会い又は工事に関する説明を求めることができるものとする。

(技術検査の結果の報告)

第5条 検査員は、技術検査を完了した場合は、遅滞なく、当該技術検査の結果について、千葉市工事執行規則様式第10号工事検査報告書に工事検査調書及び関係書類を添え、検査担当課長に報告するものとする。

(工事成績の評定)

第6条 検査員は、技術検査完了後、速やかに別に定める千葉市工事成績評定要領に基づき、厳正に当該工事の成績を評定した工事成績採点表を作成し、工事検査報告書に添え報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は平成 20 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。
- 2 中間技術検査実施要領（平成 10 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。